様式第11号(第9条関係)

第　　　　　号

　　　　年　　月　　日

　申請者　　　　　　　　　様

出雲市長　　　　　　　　　印

出雲市防災行政無線加入料減免決定通知書

年　月　日付けで申請がありました加入料の減免について、次のとおり決定しましたので、出雲市デジタル式防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例施行規則第９条第３項の規定により通知します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 決定区分 | | □　減免します。　　　□　減免しません。 | |
| 貸与戸別受信機 | | Ａ | 音声型 |
| Ｂ | 音声・文字型 |
| 減免適用日 | | 年（　　　　）　　月　　　　日 | |
| 減免額 | | ５，０００円 | |
| 決定理由 | 減免する  場　　合 | １　生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定により、生活扶助を受けている者である。  (適用日　　　　　　　　年　　月　　　日)  ２　前号に準ずる者である。  (適用日　　　　　　　　年　　月　　　日)  ３　その他( ) | |
| 減免しない場合 |  | |

１ この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、出雲市長に対して審査請求をすることができます。

２ 処分の取消しの訴えについては、上記１の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。

（１）審査請求があった日から３か月を経過しても裁決がないとき。

（２）処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があると

き。

（３）その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

なお、上記の場合の処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、出雲市を被告として（訴訟において出雲市を代表する者は出雲市長となります。）、提起することができます。

３ ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。